

## 清川村空き家対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用による定住促進及び地域の活性化を図るため、村内に存する空き家を改修又は購入した者に対し、予算の範囲内において、清川村空き家対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年清川村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内にある個人又は法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）が所有する居住の用のための家屋（店舗併用住宅を含む）で、居住その他の使用がなされていないことが常態であり、かつ、清川村空き家等情報提供事業実施要綱（平成20年清川村告示第24号）の規定により、清川村ホームページに掲載されている物件をいう。
- (2) 空き家賃貸人 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 改修 空き家を賃貸で居住の用のためにリフォームなどの工事等（自己の作業により改修した場合や家具家財の処分も含む）を行うこと。
- (4) 空き家購入者 空き家を居住の用のために購入した者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次のいずれかを実施した者とする。

- (1) 空き家賃貸人が、空き家を賃貸による居住の用のために改修し、かつ、賃貸した当該空き家に居住する者が5年以上定住する見込みである旨の誓約をした場合
  - (2) 空き家購入者が、当該空き家に居住し、5年以上定住する見込みである旨の誓約をした場合
- 2 不動産事業等を営む者は、補助の対象としない。また、法人等が空き家を購入し、所属社員等の寮として使用する場合、当該入居者が住民登録をしなければ、補助の対象としない。
- 3 村長は、補助の対象となる者が実施する空き家の賃貸や購入に係る契約行為や交渉について、直接これに関与しない。また、当該契約等に生じた問題について一切の責任を負わない。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の要件のいずれかに該当する者で、補助金の交付を受けようとする場合は、清川村空き家対策補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して村長に提出し、必要な審査を受けなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号の補助の対象となる者は、空き家に係る賃貸借の契約書、改修に係る契約書及び改修の費用の支払いが証明できる書類（領収書等）の写し、ただし、自己の作業により改修した場合は、当該材料費が証明できる書類の写し
- (2) 第3条第1項第2号の補助の対象となる者は、空き家の購入に係る契約書及び登記事項証明書の写し
- (3) 当該空き家に居住し、住民登録をしていることが証明できる書類（住民票等）の写し

- (4) 村税等納税証明書の写し
  - (5) その他村長が必要と認める書類（誓約書（第2号様式）他）
- 2 補助金の交付申請において、次のいずれかに該当する者は申請できない。
- (1) 村税及び清川村に納付すべき公共料金を滞納している者
  - (2) 清川村暴力団排除条例（平成23年清川村条例第10号。以下「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等と認められたとき、又は法人等が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき
  - (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項の規定に違反したと認められたとき
  - (4) 補助の対象に係る空き家の居住者が住民登録をした日から6か月を超過したとき
  - (5) その他村長が不相当と認めた者
- （補助の対象経費、補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は村が実施している他の住宅等の改修等に係る補助（以下「他の公的補助」という。）を受ける場合は、補助金の交付の対象となる経費のうち、他の公的補助の対象となる部分については、補助金の交付対象としない。

3 補助金の交付は、当該空き家に対して1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第6条 村長は、第4条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助の可否を決定したときは、清川村空き家対策補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、前項の規定による交付決定に際し、条件を付することができる。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、清川村空き家対策補助金請求書（第4号様式）により請求するものとする。

2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第8条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は別表2に定める金額を返還させるものとする。この場合、村長は、清川村空き家対策補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、補助金交付対象者に通知するものとする。

- (1) 補助金の申請又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定の通知を受け、又は補助金を受けたとき
- (3) その他村長が不相当と認めたとき

2 村長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助金を返還すべき者に対し、清

川村空き家対策補助金返還命令書(第6号様式)により返還を命ずるものとする。

(実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 (令和2年4月1日告示第28号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1 (第5条関係)

補助の対象	補助対象経費	補助額
空き家賃貸人	空き家の改修費 (消費税及び地方消費税を除く。)	補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、空き家の改修1件当たり50万円を限度とする。
空き家購入者	空き家の購入費 (消費税及び地方消費税を除く。)	補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、50万円を限度とする。

別表2 (第8条関係)

住民登録の年数	返還を求める額
1年未満	交付決定額の100分の100
1年以上2年未満	交付決定額の100分の80
2年以上3年未満	交付決定額の100分の60
3年以上4年未満	交付決定額の100分の40
4年以上5年未満	交付決定額の100分の20